

磐田市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン素案

令和 8 年 3 月

目次

1. ガイドラインの目的
2. ガイドラインの基本的な考え方
 - (1) ガイドラインの対象者
 - (2) 自己決定の尊重・意思決定支援
 - (3) 成年後見制度と身寄りなし問題
 - (4) 支援シートの活用
3. 身寄りがないことで起こりうる問題
4. 身寄りのない人への具体的な対応
 - (1) 在宅時に起こる問題
 - (2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題
5. 医療同意について
6. 事前に準備できること
7. おわりに
8. 資料編

1. ガイドラインの目的

磐田市においても、少子高齢化の進展に伴い、単身世帯の増加や親族関係の希薄化により、いわゆる「身寄りのない人」の増加が見込まれています。

従来の「頼れる家族がいる」ことを前提とした医療・介護体制では、親族がいない、または親族はいても疎遠で援助を受けられない人の支援において、医療同意や身元引受など、法的にも明確な基準がない「身寄りなし問題」への対応が困難になっています。

本ガイドラインは、地域共通のルールを示すことによって、身寄りのない人でもスムーズに医療や介護・福祉のサービスが受けられるよう、その人の権利を擁護し、また、そうした人に関わる支援者の不安及び負担を軽減することを目的として作成しました。

身寄りのない人であっても、安心して磐田市で最期まで生活できるよう、病院、福祉施設、その他関係機関及び支援者の間で共有する基本的な理念及び標準化すべき対応を取り決め、地域全体の支援体制を構築することを目指します。

2. ガイドラインの基本的な考え方

(1) ガイドラインの対象者

本ガイドラインの支援の対象となる人は、以下のいずれかに該当する方です。

- ・ ア 三親等内の親族(配偶者、子、親、兄弟、おじ、おば、甥、姪等)がいない方
 - ・ イ 親族(配偶者、六親等内の血族、三親等内の姻族)はいるが、支援を得ることが困難な方
 - ・ ウ 親族との関係性の問題から支援を受けられない方、または関わりを拒否している方
- これらは、高齢者に限らず障がい者の「親なき後の問題」にも共通するものと考えています。

(2) 自己決定の尊重・意思決定支援

医療や介護に限らず、すべての支援は本人の意思に基づき提供されることが基本です。認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人であっても、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にした、尊厳を支える対応を行うことが何よりも重要です。

意思決定支援の基本原則

支援の段階	内容
意思形成支援	本人が意思を形成できるよう、必要な情報を分かりやすく提供する
意思表明支援	本人が自らの意思を表明できるよう、適切な環境を整える
意思実現支援	本人の意思を実現できるよう、具体的な支援を行う

意思決定支援においては、「チームアプローチ」及び「意思決定支援会議」が重要です。一人の支援者の独断ではなく、チームにおいて本人の情報を収集し記録し共有していくことが必要です。

ここでいうチームとは、医療や介護の専門職に限らず、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人すべてを含みます。

(3) 成年後見制度と身寄りなし問題

成年後見人・保佐人・補助人(以下、成年後見人等という)がいれば身元保証人等がいなくても受け入れると回答した病院及び施設が多く、「身寄りなし問題」において成年後見制度への期待は高いと言えます。

本ガイドラインでは、成年後見制度の正しい知識の普及により、お互いの役割を理解することで、病院及び施設の職員と成年後見人等の連携が強化されることも目指しています。

成年後見人等ができること・できないこと

できること

財産管理(預貯金管理、支払い代行等)

身上保護(介護サービス契約等)

入院・入所契約の締結

入院費・施設利用料の支払い代行

できないこと

医療行為(手術・延命治療等)の同意

身元保証人・連帯保証人になること

事実行為(介護、買い物等)※

身体拘束の同意

※ただし、後見業務の一連の流れの中で、事実行為も同時に行わざるを得ない場面もあります。

(4) 支援シートの活用

身寄りがないことで起こる問題に直面する支援者が、その人に関わる他の専門職と役割分担及び情報共有をするために、以下の支援シートを活用します。

・【役割分担シート】

入院・入所などの際に身元保証人等に求められる役割を、本人を支援するチームで分担し、身元保証人等がいなくてもスムーズにサービスを受けられるようにするためのシート

・【”もしもの時”の意思確認シート】

医療に対する考えや希望、また、亡くなった後のことについて、事前に本人の意向を確認するためのシート

・【死後事務確認シート】

関係者間で本人が亡くなった後の役割分担を決めておくシート

3. 身寄りがないことで起こりうる問題

身寄りがないことにより起こる問題は、主に次のような場面で顕在化します。

(1) 在宅時に起こる問題

- 1 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先
- 2 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意
- 3 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理
- 4 葬儀や遺品の処分などの死後事務
- 5 賃貸住宅への入居
- 6 空き家の問題

(2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題

- 1 緊急連絡先
- 2 入院費及び施設利用料の支払い
- 3 日用品等の準備・購入
- 4 入院計画書やケアプラン等の同意
- 5 医療行為(手術、延命治療など)の同意
- 6 退院・退所の際の居室の明け渡し及び退院・退所先の確保
- 7 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し

4. 身寄りのない人への具体的な対応

ここでは、上記の問題に対して、以下の 3 つのケースに分けて対応を示します。

- ・ i) 本人の判断能力が十分な場合
- ・ ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合
- ・ iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

ただし、判断能力の有無はその日の状態や環境などによって変化しますし、決定すべき内容によっても違います。まずは、意思決定支援を基本に本人の意思を確認することから始めてください。

関係機関の連絡先

関係機関を紹介 包括、社会福祉協議会など

(1) 在宅時に起こる問題

1. 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先

一人暮らし等で緊急時に不安のある人には、以下の制度を紹介し登録を勧めてください。

・磐田市緊急通報システム

一人暮らし高齢者等を対象に、緊急時にボタン一つで通報できるシステム

・災害時避難行動要支援者名簿への登録

災害時に避難支援・安否確認が特に必要な高齢者及び障害者の名簿

・「わたしと家族の安心レター」の活用

磐田市で作成している終活支援ツール。

緊急連絡先や医療への希望、葬儀・お墓の希望等を記載しておくことができます。

2. 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が契約及び同意をします。サービス等の利用については、高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は障がい者相談支援センターに連絡してください。

ii) 成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人の意思を確認の上、利用契約を補助または代理します。

iii) 成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は障がい者相談支援センターに相談してください。必要に応じて成年後見制度または日常生活自立支援事業の利用を検討します。

3. 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が自らの財産を管理します。日常生活自立支援事業の利用及び、将来に備えて任意後見制度の利用を検討します。

ii) 成年後見制度を利用している場合

成年後見人等に連絡してください。公共料金等の支払いは成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。

iii) 成年後見制度を利用していない場合

地域包括支援センターまたは障がい者相談支援センターに相談してください。必要に応じて成年後見制度または日常生活自立支援事業の利用を検討します。

4. 葬儀や遺品の処分などの死後事務

i) 本人の判断能力が十分な場合(亡くなる前)

亡くなる前にあらかじめ葬儀や家財の処分などの死後事務について決めておく方法として、遺言と死後事務委任契約があります。「わたしと家族の安心レター」の活用も有効です。

ii) 成年後見制度を利用している場合

後見類型の場合、家庭裁判所の許可の上、成年後見人が一部の死後事務を行うことができます。葬儀に関する権限は含まれていません。

iii) 成年後見制度を利用していない場合

親族等がない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については墓地埋葬法 9 条により、市町村が行うこととなります。磐田市福祉相談課に連絡してください。

5. 賃貸住宅への入居

賃貸借契約の多くにおいて、保証人等を求めています。保証人等に求められる機能・役割は、家賃の支払い保証・担保が主です。

住宅確保要配慮者への支援

- ・ 静岡県居住支援協議会への相談
- ・ 家賃債務保証会社の活用
- ・ 磐田市営住宅への入居相談(必要に応じて保証人の免除も可能)

6. 空き家の問題

治療及び介護が必要で在宅に戻ることができなくなると、今まで住んでいた自宅が空き家となります。身寄りのない人がそのまま亡くなると、空き家は売却することも取り壊すこともできず放置される問題があります。

対策

- ・ 磐田市空き家バンク制度の活用
- ・ 遺言・死因贈与による事前準備

(2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題

1. 緊急連絡先

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人から親族及び友人知人の有無を確認し、いる場合は本人の意向を確認した上で、連絡先として求める役割を説明し協力を仰ぎます。親族等がない場合は、緊急連絡先がないことをカルテ等に記録し、支援シートを活用して関係機関と緊急時の役割を確認しておいてください。

ii) 成年後見制度を利用している場合

多くの場合、成年後見人等が緊急連絡先になります。まずは成年後見人等に連絡して、緊急連絡先として求める役割を説明してください。

iii) 成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターへ、障害者の場合は障がい者相談支援センターへ、生活保護受給者の場合は福祉相談課へ相談してください。支援シートを活用し、緊急時の役割を確認しておいてください。

2. 入院費及び施設利用料の支払い

i) 本人の判断能力が十分な場合

支払いが可能な場合は原則本人が支払いをします。入院費の未払いを防ぐために保険証の有効期限を確認するなどの対応も必要です。

ii) 成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。ただし、成年後見人等が保証人として、入院費・施設利用料を負担することはありません。

iii) 成年後見制度を利用していない場合

地域包括支援センターまたは障がい者相談支援センターに相談してください。必要に応じて成年後見制度または日常生活自立支援事業の利用を検討します。

入院費等の未払いを防ぐ対応

入院時に本人の保険証を確認することが必要です。短期被保険者証が交付されている場合や被保険者資格証明書になっている場合には、保険料の滞納が考えられますので、市に相談します。

本人が保険証を持っていない場合や生活費等に困窮していると考えられる場合には、生活困窮者自立支援窓口や生活保護の担当窓口への相談も必要です。

3. 日用品等の準備・購入

i) 本人の判断能力が十分な場合

自分で必要な物品の準備ができない場合、緊急連絡先になっている方へ相談します。病院によってはレンタルサービス(入院中に必要な日常生活用品をレンタルできるサービス)を利用できます。

ii) 成年後見制度を利用している場合

物品の購入等は事実行為であり成年後見人等に行う義務はありません。しかし、必要に応じてこれらのサービスを手配することは成年後見人等の業務に含まれます。

iii) 成年後見制度を利用していない場合

本人に分かるように丁寧に説明し、本人がサービスを契約できるよう援助します。それでも困難な場合は、成年後見制度の利用を検討します。

4. 入院計画書やケアプラン等の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が行います。本人が理解できるように分かりやすく説明してください。

ii) 成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が、本人の同意を得て説明の場に同席し説明を受けます。その上で、成年後見人等が本人の意思を確認し、入院計画書やケアプラン等に署名します。

iii) 成年後見制度を利用していない場合

本人が理解できるように分かりやすく説明してください。説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、その旨をカルテ等に記載します。

5. 医療行為(手術、延命治療など)の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で、本人自身が最終的な治療方法を選択し同意します。

ii) 本人の判断能力がない等、医療同意が取れない場合

支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、家族等(本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人)から本人の意思を推定できる情報を収集し、医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。判断プロセスを記録しておくことが重要です。

重要: 医療同意は本人の一身専属権であり、成年後見人等であっても代理で同意することはできません。

6. 退院・退所の際の居室の明け渡し及び退院・退所先の確保

i) 本人の判断能力が十分な場合

入院・入所前に関わりのあった支援者等と、本人の意思及び意向を確認しながら退院・退所先や退院・退所後の生活等について相談します。

ii) 成年後見制度を利用している場合

上記の対応に成年後見人等を交え、相談します。

iii) 成年後見制度を利用していない場合

退院・退所に向けた支援を進めるチームを作る中で、成年後見制度の利用を検討します。

7. 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し

→「在宅時に起こる問題」の「4. 葬儀や遺品の処分などの死後事務」と同じ対応となります。

5. 医療同意について

医療行為を受ける際に、専門家である医師から十分な情報提供と説明を受け、自らの納得と自由な意思に基づき、自分の医療行為を選択し、同意し、あるいは拒否する権利が、医療における患者の自己決定権(医療同意)です。

この権利は、本人に一身専属的に帰属し、行為代理になじまないものとされています。成年後見人等であっても代理で行うことはできません。

本人の意思が確認できない場合の対応

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(平成 30 年 3 月改定、厚生労働省)に基づき、以下のプロセスで対応します。

- ・ 家族等が本人の意思を推定できる場合その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ・ 家族等が本人の意思を推定できない場合本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ・ 家族等がない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ・ 話し合った内容の記録このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

ここでいう「家族等」は、法的な意味での親族関係のみでなく、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人をいいます。

6. 事前に準備できること

(1) 人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の実施と推進

人生会議(ACP)とは、もしものときのために、自分が望む医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

身寄りのない人こそ、支援者が関わる機会をとらえて、人生会議を繰り返し実施し、その記録は信頼できる相手に託せるようにしておくことが望ましいでしょう。

(2) 終活支援について

磐田市では、「わたしと家族の安心レター」を作成し、市民の皆様の終活支援を行っています。このレターでは以下の内容を記載することができます。

- ・終末期医療についての希望
- ・葬儀についての希望
- ・お墓についての希望
- ・遺言書の有無・保管場所
- ・金融機関・保険会社等の情報
- ・契約している公共料金等の情報
- ・家族へのメッセージ

身寄りのない方こそ、これらの情報を事前に整理し、信頼できる支援者に保管場所を伝えておくことが大切です。

(3) 事前に検討すべき制度

任意後見制度

判断能力があるうちに、将来に備えて後見人を決めておく制度

公証役場、弁護士、司法書士、行政書士

遺言

財産の処分について、あらかじめ決めておくことができます

公証役場、弁護士、司法書士、行政書士

死後事務委任契約

葬儀や家財の処分など、死後の事務をあらかじめ第三者に依頼しておく契約

弁護士、司法書士、行政書士

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービス

磐田市社会福祉協議会

7. おわりに

身寄りのないことで起こる問題は多岐にわたり、また、それぞれの背景や事情などによっても対応は異なります。残念ながら、本ガイドラインでそれらすべてが解決できるわけではありません。

最終的には、その人に関わる関係機関の皆様方が、力を合わせて知恵を出し合いながら、個別に対応することになるでしょう。そこで大事になるのがチームによる支援です。本ガイドラインは、本人を支えるチーム作りのツールとしてもご活用いただけるものと思っております。

また、チームによる支援を進める上では、本人の意思決定を支援するという視点を忘れてはなりません。その支援が真に本人の意思(希望)に基づくものであるためには、また、身寄りのない人の権利を擁護するという本ガイドラインの目的に適うためには、常に本人を中心に置き、本人の自己決定を尊重する姿勢が極めて重要です。

今後は、本ガイドラインを活用した支援の事例を検証し、より現場に即したものになるよう見直していきたいと考えております。ぜひ、多くの関係機関の皆様方から、本ガイドラインをご活用いただき、身寄りがなくとも安心して暮らせる磐田市づくりを推進していただくことを期待しております。

(4) 様式集(素案では項目のみ掲載)

【様式 1】役割分担シート

本人を支援するチームで、入院・入所時に必要な役割を分担するためのシートです。

役割 担当者・機関 連絡先 備考

緊急連絡先

入院・入所手続き支援

日用品の準備

入院費・利用料の支払い

退院・退所時の調整

死後事務(火葬等)

【様式 2】”もしもの時”の意思確認シート

本人の医療やケアに対する希望、死後の対応について確認するシートです。

項目 本人の希望

延命治療について ☐希望する ☐希望しない ☐わからない

心肺蘇生について ☐希望する ☐希望しない ☐わからない

人工透析について ☐希望する ☐希望しない ☐わからない

痛みの緩和について ☐希望する ☐希望しない ☐わからない

葬儀について ☐してほしい ☐してほしくない

お墓について

その他の希望

【様式 3】死後事務確認シート

本人が亡くなった後の事務について、関係者間で役割分担を確認するシートです。

項目 担当者 連絡先 備考

死亡届の届出

火葬の手配

納骨・埋葬

居室の明け渡し

遺品の整理

各種契約の解約

遺留金の管理

8. 資料編

(1) 用語の説明と関係機関について掲載予定